

第七十六回国会 法務委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十年九月十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 小宮山重四郎君
理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 田中伊三次君 理事 田中 覚君
理事 保岡 興治君 理事 稲葉 誠一君
理事 横山 利秋君 理事 青柳 盛雄君
小澤 太郎君 木村 俊夫君 小坂徳三郎君
木村 久雄君 千葉 三郎君
中垣 國男君 濱野 清吾君
早川 崇君 福永 健司君
早稻田柳石門君 赤松 勇君
中澤 茂一君 日野 吉夫君
八百板 正君 山本 幸一君
諫山 博君 沖本 泰幸君
山田 太郎君 佐々木良作君

昭和五十年十月三十一日(金曜日)

午前九時四十八分開議

出席委員

- 委員長 小宮山重四郎君
理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 田中伊三次君 理事 田中 覚君
理事 保岡 興治君 理事 稲葉 誠一君
理事 青柳 盛雄君
小澤 太郎君 木村 俊夫君
小坂徳三郎君 小坂 久雄君
濱野 清吾君 福永 健司君
早稻田柳石門君 中澤 茂一君
日野 吉夫君 諫山 博君
沖本 泰幸君 山田 太郎君
玉置 一徳君

出席國務大臣

法務 大臣 稻葉 修君

出席政府委員

- 法務 政務次官 松永 光君
法務 大臣官房長 藤島 昭君
法務 大臣官房司 賀集 唱君
法制 調査部長 賀集 唱君
法務 省民事局長 香川 保一君
法務 省刑事局長 安原 美穂君
委員外の出席者
最高裁判所事務 矢口 洪一君
總局人事局長 家弓 吉己君
法務 委員会調査 室長

委員の異動

九月十九日

辞任

木村 俊夫君

補欠選任

宇野 宗佑君

十月二十七日

辞任

中澤 茂一君

補欠選任

岡田 春夫君

同日

辞任

岡田 春夫君

補欠選任

中澤 茂一君

同日

辞任

佐々木良作君

補欠選任

玉置 一徳君

同日

辞任

玉置 一徳君

(内閣提出第九号)

十月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

同(金子みつ君紹介)(第九六六号)

同(井岡大治君紹介)(第八七四号)

同(稲葉誠一君紹介)(第九一六号)

同(阪上安太郎君紹介)(第九一七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(阪上安太郎君紹介)(第九一五号)

同(金子みつ君紹介)(第九六六号)

民法第九百条の改正に関する請願(土井たか子君紹介)(第八七四号)

同(井岡大治君紹介)(第八七五号)

同(稲葉誠一君紹介)(第九一六号)

同(阪上安太郎君紹介)(第九一七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

同(金子みつ君紹介)(第九六七号)

○小宮山委員長 これより会議を開きます。

○国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、裁判所の司法行政、法務行政及び警察行政の適正を期するため、本会期中、裁判所の司法行政に関する事項、法務行政及び警察行政に関する事項並びに国内治安及び人権擁護に関する事項につき、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により国政調査を行うため、議長に対し承認を求めるとにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小宮山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小宮山委員長 内閣提出、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び刑事補償法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○稲葉國務大臣 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行商法は、船舶所有者が船舶による事故によ

って損害賠償の責任を負う場合等には、船舶及び運送貨等を債権者に委付して損害賠償の責任を免れることができる、いわゆる委付主義を採用しております。

このように船舶所有者の責任を一定の限度に制限する制度は、その方法にそれぞれ異なるところがあるとはいえず、世界各国に共通する制度であります。わが国の委付主義の制度は、委付の対象となる船舶の破損の程度等偶然的事情によって、損害のてん補される程度が著しく異なり、被害者保護の見地から合理的でないものとされ、現在わが国以外には、この委付主義をとる主要海運国はありません。

ところで、昭和三十二年に、船舶所有者の責任制限制度を国際的な金額主義に統一するための海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が成立し、昭和四十三年に発効しましたが、現在までに英、独、仏等二十六カ国がこの条約を批准しております。

そこで、この法律案は、この条約を批准することに伴い、船舶の所有者等の責任制限制度を金額主義に改め、これを実施するため、所要の立法措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、船舶所有者、船舶賃借人及び備給者は、故意または過失がないときに限り、事故について負うべき損害賠償の責任を、一事故ごとに、その船舶のトン数に応じた一定の金額に制限することができるといたしました。また、船長、海員その他船舶所有者等が使用する者も、故意がないときに限り、船舶所有者等と同様に、責任を制限することができるといたしました。

なお、船舶所有者等の使用する者の債権等、特に債権者を保護する必要があるものについては、例外として、責任制限の効力が及ばないこととしたしております。

第二に、責任の限度額は、責任を制限する債権が物の損害に関する債権のみである場合には、一金フランの千倍にその船舶のトン数を乗じた金額

といたしておりますが、その他の場合には、一金フランの三千百倍にその船舶のトン数を乗じた金額とし、そのうち一金フランの二千百倍に船舶のトン数を乗じた金額は、人の損害に関する債権の弁済のみに充てられるものとしております。

第三に、責任を制限される債権の弁済を確保するため、船舶所有者等が責任を制限するには、裁判所にその旨の申し立てをし、かつ、供託等によりその責任限度額に相当する基金を形成しなければならぬこととし、また、責任制限手続を開始したときは、裁判上の手続によりその基金を各債権者に公平に分配することとし、これらの手続について詳細な規定を設けることといたしております。

なお、最後に、タンカーによる油濁事故から発生した損害の賠償請求権については、別途国会に提出しております油濁損害賠償保障法案によることとなりますので、本法案の規定は適用されないこととなります。

以上が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び

高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、そのうち、内閣総理大臣及び國務大臣等を除く特別職の職員についてその俸給を増額することといたしておりますので、おおむねこれに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに反対する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和五十年四月一日にさかのぼって適用することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

最後に、刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和四十八年の改正によって、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき六百円以上二千二百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合については五百万円とされているのでありますが、最近における経済事情にかんがみ、これを引き上げることが相当と認められますので、この法律案は、右の「六百円以上二千二百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に、「五百万円」を「千万円」に引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善を図ろうとするもの

であります。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○小宮山委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○小宮山委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小宮山委員長 速記を始めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案に対する質疑に入ります。

○小宮山委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所矢口人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小宮山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小宮山委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 時間がございませんので、三点だけ一括して質問をいたしますので、適当な方から御答弁をいただきたいと思ひます。

第一点は、一般職の給与の引き上げに伴って裁判官、検察官の給与を引き上げるといふ趣旨でございますが、調べてみますと、一般職の平均ペーシングアップは九・四四ということになっておりますが、裁判官は六・九、検察官は七・五ということになっておりまして、ことに裁判官と一般職との間の差は相当あるようでありまして、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

次に これはやはり大臣からお答えをいただくなければならぬのじゃないかと思つておりますが、特別職の総理大臣、国務大臣の給与を引き上げていないということ、これに相当する最高裁の長官、裁判官並びに検事総長については引き上げておられないわけでありまして、これは何か閣議で決まったということでございますが、これはどういふことで引き上げないことになったのか、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

第三点は、これはこの前のときにもたしか私、御質問したと思つておりますが、今度も裁判官、検察官に対して、初任給の調整手当は増額されておられません。この制度はたしか昭和四十六年に制定されたものでありまして、その後一度も増額をされておられないというわけでありまして、しかし、一般職の政府職員のうち、お医者さん、それから歯医者さんに対する初任給の調整手当は、四十七年以來年々増額をされておられるわけでありまして、

申し上げるまでもなく、四十七年以來ということになりますと、これは一般に国民の所得も上がれば、また、政府職員その他の給与も大幅にペーシングアップをされた時期でありますけれども、裁判官に關しては、一般よりもむしろ裁判官、検察官のペーシングアップが多かったから調整手当については引き上げないでいいという趣旨かと思つておりますが、そういたしますと、医者、歯医者さんに対する考え方とそこは違つてくるというように思つておられます。

これに對してのお答え、この三点をお伺いをいたします。

○質集政府委員 それでは、第一点と第三点につきましてお答えいたします。

第一点につきまして、平均引き上げ率の数字をお示しいただきましたけれども、そのとおりでございます。今回審議をお願いいたしてあります裁判官、検察官の給与改定によりまして、裁判官の報酬につきましては平均六・九％、検察官の俸給につきましては平均七・五％、一般職について

であります。今回の給与改定による俸給の引き上げ率は九・四四％と相なっております。裁判官、検察官の方は、実は認証官を除外した数字でございます。

まず、裁判官と検察官の場合でございますが、検察官の増額率の方が幾分高くなつておりますが、これは今回の給与改定によりまして報酬、俸給の増額が、上に薄く下に厚いいわゆる上薄下厚の形になっておるからでございます。すなわち、上げ幅の小さい上位等級の占める割合が、裁判官の場合には定年が高いためにしようか、検察官の場合に比較いたしますとより大きい、それから、簡易裁判所判事及び副検事のうち若い年代の方々、それがちょうど今回の上げ幅の大きいところの報酬、俸給を受けているのでございますが、裁判官の場合にはその若い簡易裁判所判事の方の占める割合が検察官の場合における若い副検事の占める割合よりも小さい、こういうことによる、かように考えられるのでございます。

簡単に申しますと、裁判官の場合には上げ幅の小さい上の等級の方が多い、検察官の場合には上げ幅の大きい下の等級の方が多い、裁判官より検察官の方が平均引き上げ率において率が高くなつておる、かような結果になるのでございます。

一般職の引き上げ率の九・四四％でございますが、この引き上げ率は、先ほど申し上げました裁判官、検察官の平均引き上げ率六・九％ないし七・五％、これを上回つております。これは、今回の一般職の給与改定が特に中位等級職員給与の改善に配慮するとともに、指定制を含む上位等級職員のものについては、均等に必要最小限度の改定にとどめることとしたからでございます。その結果、ここでも先ほど申し上げました上薄下厚、こういう形になりまして、したがって、引き上げ率の低い上位等級の方が大ぜいいらつしやいます。裁判官、検察官の場合よりも一般職の方が引き上げ率が高くなつておるのでございます。

それで、御参考までにどうして一般職の方が裁判官よりも、あるいは検察官よりも高くなつてお

りますかと申しますと、過去の例を拾ひ上げたのでございますが、いま申しましたように上薄下厚型、これは昭和四十三年、四十六年、四十七年、四十九年、それから今回の五十年、このようにあらわれておりますが、いずれも一番上げ幅の高いのが一般職、その次は裁判官、検察官の中では検察官、一番上げ幅の小さいのが裁判官。ところが、その反対に上に厚く下に薄い上厚下薄型ないしは指定職だけを高くした場合は、これを挙げてみますと、昭和四十二年、四十四年、四十五年、四十八年でございますが、この場合は裁判官の場合が上げ幅の引き上げ率が一番高く、その次が検察官、一番低いのが一般職、かように相なつております。

以上が第一点についての御答弁でございます。その次の初任給調整手当、これを本年も増額しなかつた理由についてでございます。

裁判官、検察官の初任給調整手当でございますが、これは御承知のように、司法修習生から裁判官、検察官に任官する人たちがそれほど多くなつていない、むしろ減少傾向にある、その最大の原因は、初任の裁判官、検察官の報酬、俸給が弁護士さんの収入よりも比較して低額である、その格差を埋めまして任官者の増加を図ろう、こういう観点から昭和四十六年四月に支給された次第でございます。

その額について申し上げますが、お手元の関係資料では五十八ページに額が載つております。五十八ページには初任給調整手当という欄が上の方に掲げてありますが、その一番下に二万三千円、これが初任の方の調整手当の額でございますが、この初任の方は今回の報酬、俸給の増額によりまして、合計で一体幾らもらえるかといひますと、その二万三千円のちよつと横の十五万四千九百七十六円、十五万五千円、これをちよつとだいたひの収入を私ども調査いたしましたところ、最高で二十万、最低で十一万、いろいろばらつきがござい

百円、こういう数字になったのでございます。そのように、弁護士さんの収入は、本年は格別の飛躍的増加はしていません。ただいま数字で申し上げましたけれども、初任給調整手当をつけまして、初任の方がちょうど十五万五千円よりもやや下回っておる、こういう結果に相なりまして、本年は初任給調整手当の増額を断念した次第でございます。お医者さん、歯科のお医者さんにつきましては、本年も民間のお医者さんたちの給与の均衡を考慮いたしまして、俸給表の改善に合わせまして初任給調整手当の増額、こういう措置が講ぜられるようになったのは仰せのとおりでございます。私どもの調査した範囲では、どうもお医者さんの収入増ほど弁護士さんの収入は上がっておられない、こういうことで本年は見送った次第でございます。

○稲葉國務大臣 大竹さんの第二点の御質問、すなわち、特別職の国家公務員の給与については、一般職についての人事院の勧告があったにもかかわらず、なお、この際、内閣総理大臣及び国務大臣の給与を据え置くことに九月十二日の閣議で決定した理由、さらにもう一つ、最高裁判所長官、検事総長等も据え置かれていた理由を申し上げます。

内閣総理大臣及び国務大臣の給与を据え置くことに決定をいたしましたのは、閣議決定でございます。長官及び検事総長の場合もそういうことに結果としてなつたということ、閣議決定ではございませぬ。

その理由は、わが国の経済は現在厳しい状態に直面しております。民間では手当等のカット、賃金支払いの遅延、雇用問題などが発生している状況にあり、また、財政面においても多額の歳入不足が発生する等、未曾有の困難に直面しておりますので、このような情勢にかんがみ、政府の最高責任者である総理大臣及び国務大臣の給与月額については、これを据え置くことにした次第でございます。

また、最高裁判所長官、検事総長等の報酬、俸

給を据え置くこととなつた理由について申し上げます。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の報酬並びに検事総長の俸給は、従来からそれぞれ内閣総理大臣及び国務大臣の俸給に準じて定められておるところから、諸般の情勢にかんがみ、今回の特別職給与法の改定においては、内閣総理大臣及び国務大臣の俸給の改定が行われないことに決定いたしましたので、それに準じて最高裁判所長官等の報酬も同様に据え置くこととなつたわけでありま

○大竹委員 終わります。

○小宮山委員 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 きょうは時間がないので、別な機会にいろいろ質問したいこともあるわけですが、一つは、この法案にも関連をするのですが、いまちょっとありました初任手当というのですか、これは裁判官と検察官の両方にあるのですか。ちょっとよくわからないのですが、いつごろからいつごろまであるわけですか。ということ、初任手当がなくなる段階になってきますると、給与が上がっても実際に上がったのは二千元か三千元ぐらいで、これだけ二万、三万上がるようになっていってもそこで意味がなくなってしまうのだということを実際の判、検事の人はよく言うわけですね。それでお聞きするわけなんです。

○賃集政府委員 初任給調整手当でございますが、お手元の資料の五十九ページ、五十八ページをらんじただきますと、補十二、簡十七、檢二と左の方にその欄がございます。これが初任でございませぬ。ずっとそのページのままで初任給調整手当がついてまいります。それからその前の五十七、五十六ページにいきますと、一番下に補五、簡十、檢十三、補というの判事補、簡というの簡裁判事、檢というの検事でございますが、ここまで初任給調整手当がついてまいります。

す。したがって、この間は約七年間つく、こういうことでございます。

ただいまのお尋ねは、初任給調整手当がつきまされましても、なかなかそれだけの見合つた額が増額にならないではないか、こういう御指摘でございます。確かにさうなっております。一番初任の方と、検事でございますと二十号、その上は十九号その間差は四千八百円になっております。その上には二万一千円つづつ関係上、四千八百円の間差のところは二千八百円と、少しづつ間差は本俸額の間差よりも下がっております。下がっております。やはり増額になりましたら、細かい計算はここで差し控えていただきますが、本俸の増額の約半額つづつは号俸が上がる、いわゆる昇給ごとと実収入が上がる、こういう結果になっております。

○稲葉(誠)委員 その初任給調整手当を加えたものに對して賞与なり退職金が計算されるわけですか。裁判所の書記官の場合、調整手当はそういうやり方をしていると思うのですが、そこはどうなっているのですか。

○賃集政府委員 結論から申し上げます。これは本俸のみで、初任給調整手当は入らない額につきまして先ほどのボーナスのベースになっております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、これは裁判所の書記官の場合と違ふのは、どういふわけなんだろう。こんなことは質問しない方がいいかな。

○矢口最高裁判所長官代理者 いろいろの考え方があられるわけでございますが、書記官の場合は特別俸給表に見合う調整でございまして、それ自体が本俸的な調整でございませぬ。一方の方は、いわば最終的な収入を見ましてそれとの関係における初任給の調整ということ、そこをどうの考え方で申しますか見方の差でございます。書記官の場合はあくまでそれが本俸になるということでございます。

○稲葉(誠)委員 それからもう一つ別なことになるわけですが、裁判官の報酬でたとえば三号、二号あたりですか、四号でもさうですけれども、こ

ら辺にくるとなかなか上がらなくて非常に長くなる人がいるわけですか。あるいは二号で十年以上やつて二号で終わってしまう人もいるわけですか。そこら辺は長い人は何年ぐらいの人がいるわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 当委員会がかつてそれに類似のお尋ねを稲葉委員からいただいたことがあつたかと記憶いたしておりますが、一般的には定年までお勤めいただきまして、大体上の号俸にまで上がつて、そこでおやめいただくのが例でございますが、多くの方がおいでになりますので、中には健康上の理由でございませぬと、か

○稲葉(誠)委員 私が聞いていたのは、たとえば二号とか三号とかで非常に長くその号俸にとどまっている人がいるのですかと聞いていたのです。どのくらい長い人がいますか。それは大分不平等があるのですかね。

○矢口最高裁判所長官代理者 四号ぐらいまでのところは二、三年あるいは四、五年で上がつておられますが、それから上になりますと、一番上の号俸で七年ぐらいの方がおありになるのではなからうかというふうにご考へております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、十年近くになるという場合もあり得るわけけれども、実際には十年近く同じ号俸にいらつておられることは避けたいというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 御承知のように、一任十年でございませぬが、十年間同じというふうなことは避けるようにいたしてあります。

○稲葉(誠)委員 それから、今度修習生の報酬と

いいですか、給与というのか何というのか知りませんが、それはどういふふうになるわけですか。それはまたどこが所管するわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 修習生の給与につきましては、やはり公務員の例に全く準じまして今回も上がることに予定されております。もっとも、それを決めますのは、最高裁の規則で修習生の給与に関する限りはこれを決め得るというような法制になっております。

○稲葉(誠)委員 修習生は公務員でないわけですから、法律で決めるわけにいかぬでしょうけれども、どういふふうになるのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 資料の五十九ページのところをごらんいただきますとおわかりいただけますように、「報酬・俸給」というところの「修習生」というところがございしますが、その金額になるわけがございします。現行金額は五十五ペーシの「修習生」というところがございします。要するに、八万五千四百円が九万四千七百円になる、こういうこととございします。

○稲葉(誠)委員 いまは修習生をやつて、そして年齢その他の条件で裁判官にしないというのですか、簡裁の判事にしないかというふうな制限はどこで設けているわけですか、實際上制限というのはあるのかないのかわかりませんが。

○矢口最高裁判所長官代理者 修習を終了された方を簡易判事に採用いたしました実質的な理由は、相当年配の方でございしますと、判事補ということになりますと勢い判事補としての初任給を給するということになります。しかし、ある程度の社会的な経験年数をお持ちの方はやはりそれだけの経験をお積みになっておる方でありまして、そういう方こそ簡易裁判所判事としてむしろふさわしいということも言ひ得るわけがございしますし、簡易裁判所判事に採りました場合には、そういった社会的な経験というものが俸給の算定の中に盛り込まれてくるということで、その結果は、簡易裁判所判事としての高い俸給をお受けになることができるというふうなことがあり得るわけが

ございします。そういう点を考慮いたしまして、かつて相当の年配の方につきまして判事補に採用しないで、最初から簡易裁判所判事になっていただくというやり方をいたしてまいりました。しかし、その後判事補の初任給も相当高いものになりましたし、先ほど来御指摘のございました初任給調整手当といったようなものもいまは設けられませんでしたので、できるだけ簡易裁判所判事ということはやめて判事補になっていただくという方針でまいておられます。

年齢の点でございしますが、現在のところ判事補十年、判事になりまして十年、そこで定年を迎えられる、この仮定いたしました場合には、四十五歳前後までならば判事補にきていただいてもいいのじゃないだろうかというふうな思ひがございします。要するに、四十五歳で判事補におなりになれば、十年で判事になられてお十年の任期がございしますので、十分お仕事をしていただけではないかというふうな考へをいたします。結果的には、判事補任用のための年齢制限はほとんどしてないというのが実情でございします。

○稲葉(誠)委員 私の聞いていたのは四十歳だということに聞いていましたけれども、いづれにいたしまして……

もう一つ、地裁の事務局長とそれから簡裁の判事を比べた場合、地裁の事務局長の方が実際いろいろな手当、名前はどうか知りませんが、いろいろなものがつくでしょう。それから実際には地裁の事務局長の方が給与は、簡裁の判事よりも同じような年代の場合に上なんだということが一つ、これは事実かどうか。

それから、簡裁の判事の場合は常置委員会に出ないわけでしょう。だから地裁事務局長の方は簡裁の判事になりたがらない。チャンスがあつてもなりたがらない。地裁の事務局長の方がいいというふうなことを言っている。それから極端な例になると、地裁の事務局長は簡裁の判事を少しく低く見るといふか、そういうふうなものがあるということがあるか、そういうふうなものがあつて、実際はど

うなんでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の裁判官、現在大体毎年五十名近くの方が書記官等から試験に合格いたしましたして任命をされております。そういった数の関係等から見ますと、多くの事務官の中で一人くらいしかおなりにならない事務局長あるいは高等裁判所の次長等、かなりいい待遇であろうか、そういう場合もあり得るかというふうな考へております。

ただ、なりたがらないということはないわけがございしますし、いわんやどうかこうとかということで、自分の方がえらいなどというふうな思ひでおる、そういう事務局長や次長はいないと確信をいたしております。

○稲葉(誠)委員 話は別ですけども、この前裁判の非常な迅速化ということが叫ばれて、たとえは京都の地裁なんかは、交通事故なんかでも証人調べまで半年以上ある。普通いま三ヶ月、四ヶ月ですけども、半年以上あるというふうなことで、最高裁から、総務局から行ったのか民事局から行ったのか、三、四人行かれて、独立の部をつくられましたね。それで非常に事件を裁いたわけでしょう。ところが、その部の控訴率がほかの部と比べて非常に多いというのですね。一六%だから控訴率になっていて、ほかは全体が一、三%かな。最高裁から行った人の裁いた裁判というのは非常に控訴率が多いということが、日弁連の本の中に書いてあるから聞くのだけれども、あれは民事何部だったかな、京都に新しい部をつくつたでしょう。その控訴率というのが非常に高いというのです。だから、きわめて事務的に事件を裁いたというので非難が上がっているということなんだけれども、そこら辺、実際はどうなんでしょうか、これはまた別の機会にゆくり聞きますけれども。

○矢口最高裁判所長官代理者 京都で事件が非常に停滞いたしました関係で、民事六部というのであったかと思ひますが増設いたしましたして処理をいたしましたことは事実でございします。しかし、私も承知いたしておりますのは、非常によくやつてくれ

たということとで現地の弁護士会等からも非常に感謝されたというふうな承知いたしております。

控訴率の問題等、ちょっと手元に資料がございませんで何とも申し上げかねますが、そのようなことはなかったはずだというふうには私は確信いたしております。

○稲葉(誠)委員 きょうでなくていいのですけれども、民事の控訴率、たとえば簡裁から地方への控訴の場合は、これは場所によって非常に違つて、境界確定はほとんど控訴ですね。それからいまま言つた地裁から高裁への控訴率というのは、全国的に見るとどの程度になるのですか、これはいまだなくていいと思ひますが。

京都の民事六部というのは一六%だかなにかで非常に高かつたという。非常によくやつたのだけれども、やはり当事者が納得しないで控訴したというのか、あるいは納得して控訴する場合もあるから何とも言へぬけれども、そこら辺の統計が、日弁連から出ている「裁判官」という新しい本があるでしょう、あの中に書いてあるのですよ。日弁連がうそを言うわけではないと思ひのだけれども、そのところは後でいいからゆくり調べておいてください。

それから、法務省にお聞きするのですけれども、副検事ができて特号ができましたね。いま五十九人いるのかな。どういふ人がなつてくるわけですか。どういふ標準で特号の人にされるのかというのが一つと、それからもう一つは、一号で十年近くやっている人がいるのじゃないですか。だから副検事でくさくさつていられる人がいるのですよ。

○買集政府委員 副検事の特号でございしますが、これはやはり老練な方で、ことに檢察事務官から副検事に上がるのときに檢察事務官時代よりもより優遇しよう、そういうところから副検事の特号を設けられたわけがございします。担当部局でないので先ほどお示しになった五十九という数字、それは現在資料を持ち合わせておりませんが、一号で何年いるかというところもまだ十分調査しており

ません。

○稲葉(誠)委員 それはどこの所管なのか、きょうでなくてもいいんですけれども……というところは、特号という制度を設けたけれども、特号になるのに非常に厳しいということですね。やめることを条件にして特号にしたり、転動することを条件にして特号にしたり何かしておること一つですね。

それから、十年近く一号をやっている人もいるんじゃないですか。十年まではいいかなとして、十年近い人もいるんじゃないかな。そこら辺はわかっていけば後でもいいから調べてもらいたいと思うのです。副検事の間で、ことに一号の人が非常に多いです。多くてそれがなかなか特号にされないで、非常にいろいろな意見があるわけですね。

それからもう一つ、最後にお聞きしたいのは、これは大臣に聞くのですけれども、昭和四十八年三月二十七日の、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案というのがありまして、そのときに附帯決議があったわけですね。

一つは、「近時における訴訟遅延の現象は、裁判官その他の裁判所職員の不足と裁判所の施設の不備によるところも大きい。よって政府並びに最高裁判所は、裁判所職員の増員と裁判所の施設の充実等について予算の増額その他適当な措置を講じ、もって裁判に関する国民の信頼にこたえるよう努力すべきである。」これはいいんです。

この第二の「政府は、最高裁判所裁判官国民審査の方法等について検討すべきである。」こういうふうにあるのですよ。きょうは急な質問なものだからそういう通告してないのですが、これは常識的なことで、最高裁判所裁判官国民審査の方法について検討すべきだというのは、具体的にどういうふうなことを言っているんでしょうかね。

○稲葉國務大臣 お答え申し上げます。御承知のとおり、最高裁判所裁判官国民審査に関する事務は自治省の所管となっております。自自治省設置法四十二条二十号、十号十一号、

十四号、十五号等はその所管を明記されております。したがって、御指摘の昭和四十八年三月二十七日の附帯決議に係る国民審査の方法等についての検討も自治省の所管に属する事務であると理解しておりますので、私としてこの際、憲法論議などに入りまことは慎重なればならぬと思っております。

○稲葉(誠)委員 いやいや、このときはあなたは大臣でなかったかな。だれが大臣だったか忘れましたが、この附帯決議が出てくることについては、法務省も関与してこういう附帯決議でいいからということになったと思うのですよ。そうしてこの附帯決議について誠心誠意努力をもって何とかします、実現しますとは言わなかったかもしねぬけれども、検討しますとかなんとか言ったのじゃないですか。法務省としても最高裁判所裁判官国民審査の方法についてどうしているか。いまだここに欠陥がある、欠陥があるから検討しようというふうな考えているわけですか。これはもう常識じゃないのですか。大臣、どうなんですか。

では一つ、何でああいう制度が設けられたんだでしょうかね。そこら辺から始めていきましようか。○稲葉國務大臣 何分にも現行の国民審査制度については皆世間で周知のとおり、すでにこれを合憲とする最高裁判所大法廷の判決があるわけですね。また、憲法自身も国民審査の方法について具体的に規定していることでもありますので、現段階において何らかの具体的な方策を講じなければならぬ必要性を見出すには至っておりません。

しかし、この制度の重要性にかんがみ、いろいろ憲法自体についても批判をする向きもありますので、なお引き続き検討を続けたいと思うのでございいます。そうして、あなたの質問の、この制度の憲法上設けられた御趣旨等お尋ねになります、これは内閣としての意見だったら法制局長官に聞いていただいた方がいいと思うのです。どうも危なくない。

○小宮山委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小宮山委員長 速記を始めて。

○諫山委員 今度の改正案では、裁判官にしても検察官にしても、上級の人とそうでない人とのアップ率が幾らか手直しされたように思っています。私たちは下級裁判官、下級検察官の給与はもっと上げる必要がある、上級の人は余り上げなくてもいいというふうな考えていたんですが、幾らかこれが採用されたように思っています。どういふ根拠でそういう措置を講ぜられているのか、お聞きしたいと思っています。

○賀集政府委員 お答えいたします。御承知のとおり、裁判官、検察官の報酬、俸給、これの改定は、生計費及び一般賃金事情の変動に伴いまして、一般職の方で給与の改定がありましたらそれに準ずる、こういうスライド方式、そういう方式でされております。今回、一般職の方では指定職の方が非常に上げ幅が抑制されております。私どもの入手しました資料によりますと、その根拠といえますのは、今回の給与改定と申しますのは、「特に中位等級職員の給与の改善に配慮するとともに、指定職を含む上位等級職員のそれについては、均等に必要最小限の改定に止めることとした。」こういうふうに人事院勧告でもされております。恐らくそれは、最近民間におきましても役付手当その他がカットされているといえます。増額が抑制されている。それから、最近の厳しい財政事情その他を反映いたしまして、指定職を含む上位等級職員のアップ率が非常に抑制されて、それと見合うところの裁判官、検察官の上級の方、それにつきましてはアップ率が一けたのパーセンテージ、そういうことになっております。

○諫山委員 そうすると、法務省とか最高裁判所で独自に検討したというより、一般職の傾向にならったというふうな理解されるのですが、私たちがもっとこの傾向を進める必要があると思っております。同じ公務員ですから、最高裁判所、法務省だ

けというのはなかなかむずかしいでしょうけれども、ぜひこの点は考慮していただきたいと思っております。

それからもう一つは、検察官と裁判官の給与のバランスというのがずっと昔から問題になっておったのですが、現在、たとえば任官して十年目の検察官と裁判官、十五年目の検察官と裁判官、どういふことになっていまいしょうか、大体同じ給与ですか、幾らか差があるのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○賀集政府委員 ただいま先生御指摘の裁判官、検察官につきましては、一般職とは異なるといいますが、独自の考え方で給与を考えるべきだという御指摘はかねがねこの法務委員会でも承っておりますが、一般の賃金事情、これの変動に伴います給与改定と申しますのは、これはおしなべてすべての公務員に通ずることでございます。一たん裁判官、検察官の給与体系として独自のものができ上がっておりますときには、一般職も賃金事情の変動に従いまして上がりますと、それにスライドといえますか、見合う形で上げますから、一たん決められました独自の体系、裁判官、検察官の、仕事の特殊性を持った給与というものがそのままの形で反映するというところで、いつも一たん決めております独自の体系が並行した形で確保される、こういう仕組みです。と伝統的にスライド方式というものでやっております。

それから、次の昇給の問題ですが、先生からの資料要求がございまして、急遽調べましたところ、十年目、二十年目あたりは裁判官、検察官は大体同一歩調で上がっているというデータが出ました。それから上のあたり、判事三号、検事三号あたりから少しは違っている。その違い方といえますのは、裁判官の方が、どう言いますか、定年も長うございまして、上の方がたくさん出てきました。同じ一号同士の平均年齢を比較しましても裁判官の方が平均年齢が上だ、こういう形になっております。

○諫山委員 そうすると、号俸に関係なく、たと

えは勤続何年というような計算をすれば、裁判官と検察官というのは大体同じ給与と見ていいんですか。結論だけで結構です。

○賀集政府委員 昇給基準がありまして、それはお互いにわかりませんけれども、結果として出ました数字というものは、少なくとも二十年あたりまでは同じ結果になっております。

○諫山委員 もう一点聞きたいんですが、公務員の上級職試験、昔の高文行政科と言われておった人たちの給与体系がいろいろあると思うのですが、この人と、裁判官の給与というのはどういう関係になりますか、そのことだけお聞きします。

○賀集政府委員 その点につきましては少し調べたところがございます、初任の方、これはかなりな開きがございます。それから十年以上、その方考えますと、お手元の資料の四十七ページで……(諫山委員「傾向だけで結構です」と呼ぶ)傾向を申し上げますと、十年経、二十年経、そこあたりは格段の開きがございます。格段の開きというのは、裁判官、検察官の方が上級職を通った人よりも倍に近い、倍までいきませんけれども、はるかに優位である、こういう結論を申し上げることが出来ます。

その次に、次官クラスになりますと、大体同年次に大学を卒業された方、その方が行政職の方にも次官が出ますと、私どもの裁判官、検察官の方にも同じように次官クラスの給料をもらう人があらわれる、そういう結果になっております。

○諫山委員 じゃ、最後に要望を申し上げます。私たちが、下級裁判官、下級検察官の給与はもっと上げた方がいいというふうに思っているんですよ。これは裁判官だけじゃなくて、検察官についてもそうなんです。そういう意味じゃ、幾らか従来と違った案になっているというふうに私たちは考えまして、賛成しようと思っっているんです。しかし、もっと私たちが賛成できる傾向を今後とも強めていただくということを希望しまして、終わります。(拍手)

○小宮山委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

了いたしました。

○小宮山委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小宮山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小宮山委員長 起立総員。よって、本案は可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時十九分散会

第八章
第三章 責任制限手続
第一節 通則(第九九条―第一百零六条)
第二節 責任制限手続開始の申立て(第十七条―第二十五条)
第三節 責任制限手続開始の決定(第二十六条―第三十六条)
第四節 責任制限手続の拡張(第三十七条―第三十九条)
第五節 管理人(第四十条―第四十六条)
第六節 責任制限手続への参加(第四十七条―第五十六条)
第七節 制限債権の調査及び確定(第五十七条―第六十七条)
第八節 配当(第六十八条―第八十一条)
第九節 責任制限手続の廃止(第八十二条―第八十九条)
第十節 費用(第九十条―第九十四条)
第四章 補則(第九十五条―第九十八条)
第五章 罰則(第九十九条―第一百零一条)

附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、船舶の所有者等の責任の制限に關し必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 航海の用に供する船舶で、ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟及び公用に供する船舶以外のものをいう。
二 船舶所有者等 船舶所有者、船舶賃借人及び備船者並びに法人であるこれらの者の無限責任社員をいう。
三 船長等 船長、海員その他の船舶所有者等が使用する者(水先人を含む)をいう。
四 制限債権 船舶所有者等又は船長等が、この法律で定めるところによりその責任を制限

することができる債権をいう。
五 人の損害に關する債権 制限債権のうち人の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権をいう。
六 物の損害に關する債権 制限債権のうち人の損害に關する債権以外の債権をいう。
七 一単位 純分千分の九百の金六十五・五ミリグラムの価値に相當する政令で定める金額をいう。
八 受益債務者 当該責任制限手続における制限債権に係る債務者で、責任制限手続開始の申立てをした者以外のものをいう。

第二章 船舶の所有者等の責任の制限
(船舶の所有者等の責任の制限)
第三条 船舶所有者等又は船長等は、航海に關して生じた次に掲げる損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、損害の発生が、船舶所有者等にあつては自己の故意又は過失によるものであるとき、船長等にあつては自己の故意によるものであるときは、この限りではない。

一 運送されるため船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害及び船舶上にある物の滅失又は損傷による損害
二 前号に掲げる者以外の者の生命又は身体が害されることによる損害並びに同号に掲げる物及び当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷又はその他の権利に対する侵害による損害。
ただし損害が船舶上にならざる限りは、船舶の取扱い、運送品の積み、運送若しくは荷揚げ又は旅客の乗船、運送若しくは下船に關する場合に限る。

2 本邦の各港間のみを航海する日本船舶の船舶所有者等又は船長等は、運送されるため当該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権については、前項の規定にかかわらず、その責任を制限することができる。

目次
第一章 総則(第一条―第二条)
第二章 船舶の所有者等の責任の制限(第三条)

ない。

第四条 航海に関して生じた次に掲げる債権については、船舶所有者等は、その責任を制限することができない。

一 海難の救助又は共同海損の分担に基づく債権

二 船長等で船舶上にあるもの又はその職務が当該船舶の業務に関するもの使用者に対して有する債権及びこれらの者の生命又は身体が害されることよって生じた第三者の有する債権

(同一の事故から生じた損害に基づく債権の差引き)

第五条 船舶所有者又は船長等が制限債権者に対して同一の事故から生じた損害に基づく債権を有する場合においては、この法律の規定は、その債権額を差し引いた残余の制限債権について、適用する。

(責任の制限の及ぶ範囲)

第六条 船舶所有者又は船長等の責任の制限は、当該船舶ごとに、同一の事故から生じたこれらの者に対するすべての制限債権に及ぶ。ただし、物の損害に関する債権のみについての責任の制限は、人の損害に関する債権に及ばない。

(責任限度額等)

第七条 船舶所有者等又は船長等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額(以下「責任限度額」という)は、次のとおりとする。

一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の千倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

二 その他の場合においては、一単位の三千百倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

2 前項第二号の場合においては、制限債権の弁済に充てられる金額のうち、三十一分の二十一に相当する部分は人の損害に関する債権の弁済に、三十一分の十に相当する部分は物の損害に関する債権の弁済に充てられるものとする。

ただし、前者の部分が人の損害に関する債権を弁済するに足りないときは、後者の部分は、その弁済されない残額と物の損害に関する債権の額との割合に応じてこれらの債権の弁済に充てられるものとする。

3 制限債権者は、人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従い、それぞれその制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

(船舶のトン数の算定)

第八条 前条第一項の船舶のトン数は、船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)の規定に従い、純積量の算定に当り機関室の積量として総積量から控除した積量を純積量に加えた積量をトンで表したものとす。

2 前項の規定により算定したトン数が三百トンに満たない船舶については、そのトン数は、三百トンとみなす。

3 第一項の規定により算定したトン数が百トンに満たない木船については、前条第一項第一号の規定の適用に関しては、前項の規定にかかわらず、そのトン数は、百トンとみなす。

第三章 責任制限手続

第一節 通則

(責任制限事件の管轄)

第九条 責任制限事件は、船籍を有する船舶に係る場合にあっては船籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に、船籍を有しない船舶に係る場合にあっては申立人の普通裁判所の所在地、事故発生地、事故後に当該船舶が最初に到達した地又は制限債権(物の損害に関する債権のみ)についての責任制限手続にあっては、人の損害に関する債権を除く。以下この章において同じ。)に基づき申立人の財産に対して差押え若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(責任制限事件の移送)

第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所又は制限債権者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定を準用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査)

第十二条 責任制限手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、責任制限事件に関して必要な調査をすることができる。

(抗告)

第十三条 責任制限手続に関する裁判に対しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができ、その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して一月とする。

(公告)

第十四条 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(公告及び送達をする場合)

第十五条 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。この場合においては、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

(最高裁判所規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に必要事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 責任制限手続開始の申立て

(手続開始の申立て)

第十七条 船舶所有者等又は船長等は、その責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

2 船舶共有者は、各自責任制限手続開始の申立てをすることができる。

(疎明等)

第十八条 責任制限手続開始の申立てをするときは、制限債権に係る損害を生じさせた事故を特定するために必要な事実及び制限債権の額が責任限度額を超えることを疎明し、かつ、知れている制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならぬ。

(供託命令)

第十九条 裁判所は、責任制限手続開始の申立てを相当と認めるときは、その申立てをした者(以下「申立人」という)に対して、一月を超えない一定の期間内に、責任限度額に相当する額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならぬ。

2 前項の規定による決定があつた後責任制限手続開始の決定があるまでの間に第二十七条の金額が変更されたときは、裁判所は、同項の規定により供託すべき金銭の額を変更しなければならない。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(供託委託契約)

第二十条 申立人が、裁判所の許可を得て供託委託契約を締結し、前条第一項の規定による決定において定められた期間内にその旨を裁判所に届け出た場合においては、当該契約に係る一定の額の金銭は、その期間内に供託することを要しない。

2 供託委託契約は、責任制限手続開始の決定があつた場合において、受託者が申立人のために一定の額の金銭及びこれに対する責任制限手続開始の決定の日から供託の日まで供託金に付される利息の利率と同一の率により算定した金銭を前条第一項の供託所に供託することを約する契約とする。

3 供託委託契約は、第一項の規定による届出

があつた後は、裁判所の許可を得なければ、変更又は解除をすることができない。

4 銀行、信託会社その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者(以下単に「受託者」という。)となることができない。

(受託者の供託)

第二十一条 前条第一項の規定による届出がされた場合においては、受託者は、裁判所の定める日(次条第一項において「指定日」という。)までに供託委託契約に従つて供託し、かつ、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により受託者がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

(受託者が供託しなかつた場合の義務等)

第二十二条 前条第一項の規定による供託をしなかつた場合においては、受託者は、供託に代えて、指定日において供託すべき金銭及びこれに対する指定日の翌日から支払の日まで年六パーセントの割合により算定した金銭を管理人に支払う義務を負う。

2 受託者が前項の義務を履行しなかつた場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、その受託者に対して、同項の規定により支払うべき額の金銭を管理人に支払うべきことを命じなければならぬ。

3 前項の規定による決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 第二項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 管理人は、第一項の規定により受託者から金銭の支払を受けたときは、直ちに、これを第十九条第一項の供託所に供託し、かつ、その旨を裁判所に報告しなければならぬ。

6 前項の規定により管理人がした供託は、申立人が供託者としてした供託とみなす。

(他の手続の中止命令等)

第二十三条 責任制限手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立人又は受益債務者の申立てにより、責任制限手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、制限債権に基づく申立人又は受益債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(却下)

第二十四条 申立人が破産者であるときは、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを却下しなければならぬ。

(棄却)

第二十五条 次の場合においては、裁判所は、責任制限手続開始の申立てを棄却しなければならぬ。

一 手続の費用の予納がないとき。

二 制限債権の額が責任限度額を超えないことが明らかでないとき。

三 申立人が第十九条第一項の規定による決定に従わないとき。

第三節 責任制限手続開始の決定

(責任制限手続の効力発生の時)

第二十六条 責任制限手続は、その開始の決定の時から、効力を生ずる。

(開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十七条 裁判所は、責任制限手続開始の決定と同時に、管理人を選任し、かつ、次の事項を定めなければならない。

一 制限債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならない。

二 制限債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間がなければならない。

(開始の公告等)

第二十八条 裁判所は、責任制限手続開始の決定をしたときは、直ちに、次の事項を公告しなければならない。

一 責任制限手続開始決定の年月日時及び主文

二 責任限度額

三 管理人の氏名及び住所

四 申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係

五 制限債権の届出期間及び調査期日

六 申立人又は受益債務者に対する制限債権をその届出期間内に届け出るべき旨の催告

2 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

(抗告)

第二十九条 責任制限手続開始の申立てについては、即時抗告をすることができない。

2 第二十三条の規定は、責任制限手続開始の申立てを却下し、又は棄却する決定に対して即時抗告があつた場合について準用する。

第三十条 責任制限手続開始の決定に対し前条第一項の即時抗告があつた場合において、第十九条第一項の規定による決定において定められた金銭の額を不当と認めるときは、裁判所は、申立人に対して、二週間を超えない一定の期間内に、増加すべき額の金銭を供託し、かつ、その旨を責任制限裁判所に届け出るべきことを命じなければならない。

2 第二十条から第二十二条までの規定は、前項の場合について準用する。

(開始決定を取り消す決定の公告等)

第三十一条 責任制限手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項の規定による公告に係る事項を記載した書面を送達しなければならない。

(開始決定が取り消された場合における供託金の取戻しの制限)

第三十二条 申立人は、前条第一項の決定が確定した日から起算して一月を経過した後でなければ、次条に規定する基金として供託された金銭を取り戻し、又はその取戻請求権を処分することができない。

(手続開始の効果)

第三十三条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、この法律で定めるところにより、第十九条第一項又は第三十条第一項の規定による決定に基づき供託された金銭、第二十一条第一項又は第二十二条第五項(第三十条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により供託される金銭並びに供託されたこれらの金銭に付される利息(以下「基金」という。)から支払を受けることができる。この場合においては、制限債権者は、基金以外の申立人の財産又は受益債務者の財産に対してその権利を行使することができない。

第三十四条 責任制限手続が開始されたときは、制限債権者は、制限債権をもつて申立人又は受益債務者の債権と相殺することができない。

(強制執行に対する異議の訴え)

第三十五条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく強制執行の不許を求めるときは、強制執行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 請求に関し異議を主張する訴えに関する民事訴訟法の規定は、前項の訴えについて準用する。

(担保権実行に対する異議の訴え)

第三十六条 申立人又は受益債務者は、第三十三条後段の事由を主張して制限債権に基づく担保権の実行の不許を求めるときは、担保権の実行に対する異議の訴えを提起しなければならない。

2 前項の訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、

第一類第三号 法務委員会議録第一号 昭和五十年十月三十一日

担保権の目的である財産の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

3 民事訴訟法第五百四十七条及び第五百四十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。

第四節 責任制限手続の拡張
(手続拡張の申立て)

第三十七条 物の損害に関する債権のみについて責任制限手続が開始された場合においては、申立人又は受益債務者は、人の損害に関する債権について責任を制限するため、責任制限手続拡張の申立てをすることができる。ただし、制限債権の調査期日が開始された後は、この限りでない。

2 第十八条から第二十五条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

(手続拡張の決定)
第三十八条 責任制限手続を拡張する決定においては、責任制限手続が人の損害に関する債権についても効力を及ぼす旨を定めるものとする。

2 前節(第二十七条中)管理人の選任に関する部分を除く。の規定は、前項の決定について準用する。

(受益債務者を申立人とみなす場合)
第三十九条 前条第一項の規定があったときは、第八十二条から第八十四条まで、第九十条から第九十二条まで及び第九十四条の規定の適用については、責任制限手続拡張の申立てをした受益債務者は、申立人とみなす。

第五節 管理人
(権限)
第四十条 管理人は、制限債権の調査期日における意見の陳述、配当その他この法律で定める職務を行う権限を有する。

2 前項の職務を行うため、管理人は、申立人又は受益債務者に対して、必要な事項の報告又は帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

(監督)
第四十一条 管理人は、裁判所が監督する。
(注意義務)

第四十二条 管理人は、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

(管理人代理)
第四十三条 管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管理人代理を選任することができる。

2 前項の規定による管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(報酬等)
第四十四条 管理人は、責任制限手続のため必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(解任)
第四十五条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)
第四十六条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその相続人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

第六節 責任制限手続への参加
(参加)
第四十七条 制限債権者は、その有する制限債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。)をもつて責任制限手続に参加することができる。

2 制限債権を弁済した申立人又は受益債務者は、弁済の限度においてその制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

3 制限債権につき、将来、制限債権者に代位し、又は申立人若しくは受益債務者に対して求償権を有することとなる者は、その制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

4 申立人又は受益債務者は、制限債権に基づき外国において強制執行をされるおそれがあるときは、その強制執行により支払をすべき制限債権についてその制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限に参加することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

5 前各項の規定により責任制限手続に参加しようとする者は、制限債権の内容その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

6 第四項の規定により責任制限手続に参加しようとする者が前項の規定による届出をするときは、外国において強制執行をされるおそれがあることを疎明しなければならない。

(制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合)
第四十八条 制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のためにも責任制限手続が開始され、又は拡張されたときは、制限債権者は、責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時における有する制限債権の全額につき、各責任制限手続においてその権利を行うことができる。

(金銭を目的としない債権等)
第四十九条 債権の目的が、金銭でないとき、又は金銭であつてその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定められたものであるときは、その債権の額は、責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時における評価額による。

(届出の期間)
第五十条 第四十七条第五項の規定による届出は、第二十七条(第三十八条第二項)において準

用する場合を含む。の規定により裁判所が定めた届出期間内に行なければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定により責任制限手続に参加することのできる者が、その責めに帰することのできない事由によつて届出期間内に届出をすることができなかつたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、届出期間が経過した後においても、届出をすることができ。ただし、制限債権の調査期日が終了した後は、この限りでない。

(変更の届出等)
第五十一条 責任制限手続に参加した者は、その届けた事項に変更が生じたとき、又は届けた事項を変更しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

2 前条の規定は、他の制限債権者の利益を害すべき変更の届出をする場合について準用する。

3 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者は、制限債権者に代位し、申立人若しくは受益債務者に対して求償権を取得し、又は制限債権につき支払をしたときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出の原因となつた事実を証明しなければならない。

(手続に参加した者の地位の承継)
第五十二条 責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を取得した者は、その参加した者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする者は、取得した債権その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、当該債権を取得したことを証明しなければならない。

3 前二項の規定は、第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を弁済した申立人又は受益債務者について準用する。

(届出の却下)
第五十三条 裁判所は、この節の規定によつて

用する場合を含む。の規定により裁判所が定めた届出期間内に行なければならない。

2 第四十七条第一項から第四項までの規定により責任制限手続に参加することのできる者が、その責めに帰することのできない事由によつて届出期間内に届出をすることができなかつたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、届出期間が経過した後においても、届出をすることができ。ただし、制限債権の調査期日が終了した後は、この限りでない。

(変更の届出等)
第五十一条 責任制限手続に参加した者は、その届けた事項に変更が生じたとき、又は届けた事項を変更しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

2 前条の規定は、他の制限債権者の利益を害すべき変更の届出をする場合について準用する。

3 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者は、制限債権者に代位し、申立人若しくは受益債務者に対して求償権を取得し、又は制限債権につき支払をしたときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出の原因となつた事実を証明しなければならない。

(手続に参加した者の地位の承継)
第五十二条 責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を取得した者は、その参加した者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする者は、取得した債権その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、当該債権を取得したことを証明しなければならない。

3 前二項の規定は、第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権を弁済した申立人又は受益債務者について準用する。

る届出が第四十七条第五項若しくは第六項、第五十条（第五十一条第二項において準用する場合を含む）、第五十一条第三項又は前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反するときは、その届出を却下しななければならない。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（時効の中断）

第五十四条 責任制限手続への参加は、時効中断の効力を生ずる。ただし、その届出が取り下げられ、又は却下されたときは、この限りでない。

（知れた制限債権者の届出義務等）

第五十五条 申立人及び受益債務者は、第十八条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出た制限債権者以外の制限債権者で、まだ責任制限手続に参加していないものの氏名又は名称及び住所を知ったときは、直ちに、これを裁判所に届け出なければならない。ただし、制限債権の調査期日が終了した後には、この限りでない。

2 第二十八条第二項及び第三項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定による届出に係る制限債権者について準用する。

（配当の前払の許可）

第五十六条 第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者の著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、当該参加した者の届出に係る債権が確定する前においても、管理人の申立てにより、又は職権で、管理人に対して、制限債権に対する配当の一部として基金から相当の金額を支払うことを命ずることができる。

2 管理人は、前項に規定する制限債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちに、その旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、

その理由を裁判所に報告しなければならない。

第七節 制限債権の調査及び確定

（制限債権の調査）

第五十七条 制限債権の調査期日においては、届出のあつた債権について、制限債権であるかどうか、並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を調査する。

（関係人の出頭）

第五十八条 申立人、受益債務者及び責任制限手続に参加した者並びにこれらの代理人は、制限債権の調査期日に出頭して、届出のあつた債権について異議を述べることができる。

（管理人の出頭）

第五十九条 制限債権の調査は、管理人の出頭がなければできない。

（異議のない制限債権の確定）

第六十条 制限債権の調査期日において管理人及び第五十八条に掲げる者の異議がなかったときは、制限債権であること及びその内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別は、確定する。

（査定の裁判）

第六十一条 裁判所は、異議のあつた債権について、査定の裁判をしなければならない。

2 査定の裁判においては、当該債権が、制限債権でないときはその旨を、制限債権であるときはその内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別を定める。

3 査定の裁判は、当該債権を届け出た者及びその債権について異議を述べた者に送達する。

（管理人の調査等）

第六十二条 裁判所は、査定の裁判をするに当たり、管理人に対して、必要な事項について調査を命じ、又は意見を求めることができる。

（査定の裁判に対する異議の訴え）

第六十三条 査定の裁判に不服がある者（管理人を除く。）は、決定の送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、異議のあつた債権を届け出た者であるときは異議を述べた者を、異議を述べた者であるときは異議のあつた債権を届け出た者を、それぞれ被告としなければならない。

3 第一項の訴えは、責任制限裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ、開始することができない。

4 同一の債権に関し数個の訴えが同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第六十二条の規定を準用する。

5 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、又は変更する。

（訴訟手続の中止）

第六十四条 第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）に係属するときは、裁判所は、原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、原告の申立てにより、前項の規定による中止の決定を取り消すことができる。

（手続外訴訟の管轄の拡張）

第六十五条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属するときは、その訴えに係る債権を有する者及び申立人又は受益債務者間の当該債権に関する訴えは、責任制限裁判所に提起することができる。

（移送）

第六十六条 査定の裁判に対する異議の訴えが係属する場合において、その訴えに係る債権に関する手続外訴訟が他の第一審裁判所に係属するときは、責任制限裁判所は、申立てにより、その移送を求めることができる。

2 前項の規定による決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、手続外訴訟を責任制限

裁判所に移送しなければならない。

3 前項の規定による移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。

（併合）

第六十七条 責任制限裁判所に査定の裁判に対する異議の訴えと手続外訴訟とが係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第八節 配当

（配当）

第六十八条 基金は、第九十二条第五項（第九十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。

（配当の時期）

第六十九条 管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならない。

2 制限債権の調査期日において異議があつたときは、管理人は、査定の裁判に対する異議の訴えの出訴期間を経過した後でなければ、配当を行うことができない。ただし、裁判所の許可を得たときは、この限りでない。

（配当表）

第七十条 管理人は、配当を行おうとするときは、配当表を作り、裁判所の認可を得なければならない。

2 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他の最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従って記載しなければならない。

（配当表の認可の公告）

第七十一条 裁判所は、配当表を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

（配当表に対する異議）

第七十二条 配当表の記載に不服がある者は、前条の規定による公告の日から二週間の不变期間

内に、裁判所に対して、異議を申し立てることができる。

2 裁判所は、異議が相当であると認めるときは、管理人に対して、配当表の更正を命じなければならぬ。

3 異議についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(配当の保留の申出)
第七十三条 責任制限手続に参加した者は、配当表に対する異議申立期間の経過前に、管理人に対して、届出に係る自己の債権につき手続外訴訟が係属していること又は当該債権に基づく強制執行若しくは担保権の実行がされていることを証明して、配当の保留の申出をすることができる。

(配当の保留)
第七十四条 管理人は、次に掲げる債権については、配当を保留しなければならない。
一 前条の規定により配当の保留の申出がされた債権
二 第四十七条第三項又は第四項の規定により責任制限手続に参加した者の届出に係る債権で、第五十一条第三項の規定による届出がないもの
三 責任制限手続においてまだ確定していない債権で、前二号に掲げるもの以外のもの
(費用等の保留命令)
第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。
(配当の効果)
第七十六条 責任制限手続に参加した者がその配当額につき供託に関する法令の規定により基金

から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該参加した者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。
(手続からの除斥)
第七十七条 届出に係る債権が手続外訴訟において制限債権でないことに確定したときは、当該債権は、責任制限手続から除斥される。
(保留された配当の実施)
第七十八条 第七十四条各号に掲げる債権について、次に掲げる事由が生じたときは、管理人は遅滞なく、配当を実施しなければならない。
一 第七十四条第一号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、保留の申出をした者が配当を行うべきことを求めたとき。
二 第七十四条第二号に掲げる債権にあつては、その内容が確定し、かつ、第五十一条第三項の規定による届出があつたとき。
三 第七十四条第三号に掲げる債権にあつては、その内容が確定したとき。

(追加配当)
第七十九条 基金に新たに配当に充てることができる部分が生じたときは、管理人は、更に配当を行わなければならない。
2 管理人は、裁判所の許可を得て、一時前項の配当を行わないことができる。
(手続の終結)
第八十条 配当が終了したときは、裁判所は、責任制限手続終結の決定をし、かつ、その旨を公告しなければならない。
(損害賠償)
第八十一条 申立人又は受益債務者が第十八条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。又は第五十五条第一項に規定する届出義務に違反した場合において、責任制限手続終結の決定があつたときは、これらの者は、その義務に違反したことにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第九節 責任制限手続の廃止
第八十二条 次の場合においては、裁判所は、申立てにより、又は職権で、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、第三号の場合においては制限債権者を著しく害するおそれがあるときは、この限りでない。
一 第二十二條第二項(第三十條第二項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に基づき受託者から金銭の支払を受けることができないことを管理人が証明したとき。
二 申立人が第三十條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に従わないとき。
三 申立人が第九十一条後段の規定による決定に従わないとき。

第八十三条 申立人は、知れている受益債務者及び責任制限手続に参加した者の全員の同意を得て、責任制限手続廃止の申立てをすることができる。
2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。
第八十四条 申立人が破産宣告を受けた場合において、責任制限手続を続行することが破産債権者を著しく害するおそれがあるときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、責任制限手続廃止の決定をしなければならない。ただし、配当表の認可の公告があつたとき、又は破産手続における配当の公告があつたときは、この限りでない。
(廃止の公告等)
第八十五条 裁判所は、責任制限手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その本文及び理由の要旨を公告しなければならない。
2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(抗告)
第八十六条 責任制限手続廃止の申立てを却下し、又は棄却する決定及び責任制限手続廃止の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(廃止決定の取消しの公告等)
第八十七条 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
(廃止決定の発効)
第八十八条 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。
(廃止決定が確定した場合における供託金の取戻しの制限)
第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第十節 費用
(費用負担の原則)
第九十条 第九十三条第一項又は第二項に規定するものを除き、責任制限手続のため必要な費用及び管理人の報酬(以下この節において「費用等」という。)は、申立人の負担とする。
(予納義務)
第九十一条 申立人は、責任制限手続開始の申立てをするときは、費用等として裁判所が定める金額を予納しなければならない。予納した費用等が不足する場合において、裁判所がその不足する費用等の予納を命じたときも、同様とする。(申立人が予納命令に従わない場合における費用等の立替え等)
第九十二条 第八十二条第三号に該当する場合において、同条ただし書に規定する事由があるときは、費用等は、基金から立て替える。

2 前項の規定により立て替えた費用等については、管理人が、申立人から取り立てるものとす
3 前項の場合においては、裁判所は、管理人の申立てにより、申立人に対して、第一項の規定により立て替えた費用等の額と同額の金銭を管理人に支払うべきことを命じなければならない。

決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(廃止決定の取消しの公告等)
第八十七条 責任制限手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
(廃止決定の発効)
第八十八条 責任制限手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。
(廃止決定が確定した場合における供託金の取戻しの制限)
第八十九条 第三十二条の規定は、責任制限手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

4 第二十二條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。
5 第二項の規定により取り立てるべき費用等の取立てが不能であるときは、当該費用等は、基金から支弁する。

(管理人の訴訟の追行の費用等)
第九十三條 管理人が査定の際に對する異議の訴えを進行するために必要な費用等及び弁護士報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

2 管理人が査定の裁判に對する異議の訴えを進行するために必要な費用のうち訴訟費用となるものは、基金から立て替える。

3 査定の裁判に對する異議の訴えについての判決において管理人の負担とされた訴訟費用は、基金から支弁する。

4 裁判所は、管理人の申立てにより、第一項の費用等及び報酬の額を定める。

5 前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

(管理人が取り立てた費用等及び訴訟費用の供託)
第九十四條 第九十二條第一項又は前條第二項の規定により立て替えた費用等又は訴訟費用を管理人が取り立てたときは、これを申立人のために基金として供託しなければならない。

2 第二十二條第六項の規定は前項の規定により管理人がした供託について、第九十二條第五項の規定は管理人が取り立てるべき前項の訴訟費用の取立てが不能である場合について準用する。

第四章 補則
(船舶先取特權)
第九十五條 制限債權者は、その制限債權につき、事故に係る船舶、その属具及び受領してない運送費の上に先取特權を有する。

2 前項の先取特權は、商法(明治三十二年法律第四十八號)第八百四十二條第八號の先取特權に次ぐ。

3 商法第八百四十三條、第八百四十四條第二項本文及び第三項、第八百四十五條、第八百四十六條、第八百四十七條第一項並びに第八百四十九條の規定は、第一項の先取特權について準用する。

4 第一項の先取特權が消滅する前に責任制限手續開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手續停止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七條第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特權は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

(締約國である外国における制限基金の形成の効果)
第九十六條 海上航行船舶の所有者の責任の制限に關する國際條約の締約國である外国において同條約に定める制限基金が形成された場合においては、当該基金から支払を受けることができ、制限債權については、その制限債權者は、制限基金以外の船舶所有者等の財産又は船長等の財産に對してその權利を行使することができない。

2 第三十四條から第三十六條までの規定は、前項の場合について準用する。

(仮差押えの取消しの申立て)
第九十七條 制限債權に基づき自己の財産に對し仮差押えがされている場合において、外国において責任限度額に相當する金額について十分な保証その他の担保が提供され、かつ、仮差押債權者がその提供された保証その他の担保からその權利に依りて支払を受けることができるものであるときは、船舶所有者等又は船長等は、仮差押えの取消しを申し立てることが出来る。

2 民事訴訟法第七百四十七條第二項の規定は、前項の規定による申立てについて準用する。

(船舶の管理人等に對するこの法律の適用)
第九十八條 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に關する國際條約第六條第二項に規定する船舶の管理人及び船舶の運航者並びに

法人であるこれらの者の無限責任社員について船舶所有者等と同様に、同項に規定する船舶の管理人又は船舶の運航者の使用する者について船長等と同様に、適用する。

第五章 罰則
第九十九條 管理人又は代理人代理がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百條 前條第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第一百一條 第四十條第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金を科する。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に關する國際條約が日本國について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債權については適用せず、この法律の施行前に生じた債權及びこの法律の施行後に生じた損害に基づく債權については、なお従前の例による。

(商法の一部改正)
3 商法の一部を次のように改正する。
第六百九十九條から第六百九十二條までを次の

ように改める。
第六百九十九條 船舶所有者ハ船長其他ノ船員ガ其職務ヲ行フニ當テリ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ
第六百九十一條及ビ第六百九十二條 削除
第七百零一條第一號中、委任ヲを削る。
第七百零六條を次のように改める。
第七百零六條 削除
第七百零九條ただし書を削る。
第七百六十條第一項第一號を次のように改める。

一 船舶ガ沈没シタルコト
第七百六十條第一項第二號を同項第四號とし、同項第一號の次に次の第二號を加える。
二 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト

三 船舶ガ捕獲セラレタルコト
第七百六十條第二項中第七百三十四條第一項を「前項第一號乃至第三號」に改める。
第七百六十二條第一項及び第七百六十三條第二項中第七百六十條第一項第二號を「第七百六十條第一項第四號」に改める。

第七百八十四條中「第七百三十四條第一項を」第七百六十條第一項第一號乃至第三號」に改める。
第七百六十二條第九號を削る。

(破産法の一部改正)
4 破産法(大正十一年法律第七十一號)の一部を次のように改正する。
第二編第一章中第二百二十五條の次に次の一條を加える。

第二百二十五條ノ二 破産者ノ為ニ開始シタル責任制限手續ニ付停止ノ決定アリタルトキハ其ノ決定ガ確定スル迄破産手續ヲ中止ス
第二百五十五條の次に次の一條を加える。
第二百五十五條ノ二 裁判所ハ破産ノ申立アリタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ利害關係人ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ申立ニ付決定アル迄責任制限手續ノ中止ヲ命ズルコト

第一類第三号 法務委員會議録第一号 昭和五十年十月三十一日

ヲ得但シ責任制限手續開始ノ決定アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 裁判所ハ前項ノ規定ニ依ル中止ノ決定ヲ取消スコトヲ得
 前二項ノ規定ニ依ル決定ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
 第二編第二章中第百五十六條の次に次の一條を加ふる。
 第百五十六條ノ二 破産者ノ為ニ開始シタル責任制限手續ニ付廢止ノ決定ガ確定シタル場合ニ於テハ裁判所ハ制限債權者ノ為ニ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス
 一 債權届出ノ期間但シ其ノ期間ハ責任制限手續廢止ノ決定ガ確定シタル日ヨリ一週間以上二月以下ナルコトヲ要ス
 二 債權調査ノ期日但シ其ノ期日ト債權届出ノ期間ノ末日トノ間ニハ一週間以上一月以下ノ期間ヲ存スルコトヲ要ス
 裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ定メタル期間及期日ヲ公告スルコトヲ要ス
 知レタル制限債權者ニハ第百四十三條第一項第一号第二号及前項ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ送達スルコトヲ要ス
 破産管財人、破産者及届出ヲ為シタル破産債權者ニハ第二項ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ送達スルコトヲ要ス但シ第一号第二号ノ規定ニ依リ定メラレタル期日ガ第百四十二條第一号第三号ノ規定ニ依リ定メラレタル期日ト同ジナルトキハ届出ヲ為シタル破産債權者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第二項、第三項及前項本文ノ規定ハ第二項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタル場合ニ之ヲ準用ス
 (地方税法の一部改正)
 5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第十四條の十三第一号第四号中「又は国際海上物品運送法」を「、国際海上物品運送法」に改め、「第十九條の先取特權」の下に「又は船舶

の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)第九十五條第一項の先取特權」を加ふる。
 (国際海上物品運送法の一部改正)
 6 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
 第十九條第二項を次のように改める。
 第十九條第二項を次のように改める。
 2 前項の先取特權は、商法第八百四十二條第八号の先取特權に次ぐ。
 (国税徴収法の一部改正)
 7 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
 第十九條第一号第四号中「又は国際海上物品運送法」を「、国際海上物品運送法」に改め、「第十九條(船舶先取特權)」の下に「又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)第九十五條第一項(船舶先取特權)」を加ふる。
 (原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
 8 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
 第四條第三項中「第六百九十九條第一項及び」を削り、「第七百九十八條第一項」の下に「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)」を加ふる。
 (民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
 9 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三條、第四條關係)」に改め、同表の二一の項中「特別清算開始の申立て」の下に「責任制限手續開始の申立て、責任制限手續擴張の申立て」を加え、同表の一七の項口中「会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)」の下に「又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)」を加ふる。
 別表第二中「別表第二」を「別表第二(第七條關係)」に改める。

理由
 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する國際條約の実施に伴い、船舶の所有者等の責任の制限及び責任の制限のための手續に關して必要な事項を定めた法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第十五條中「六十四万円」を「六十七万円」に、「五十二万円」を「五十五万円」に改める。
 別表を次のように改める。
 別表(第二條關係)

区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官	一、二五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	九〇〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	七八〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	七三〇、〇〇〇円
一 号	六六〇、〇〇〇円
二 号	五八五、〇〇〇円
三 号	五五〇、〇〇〇円
四 号	四七〇、〇〇〇円
五 号	四〇六、〇〇〇円
六 号	三六九、〇〇〇円
七 号	三三二、〇〇〇円
八 号	三〇五、〇〇〇円
一 号	二五〇、〇〇〇円
二 号	二二四、五〇〇円
三 号	二〇七、五〇〇円
四 号	一九一、五〇〇円
五 号	一七六、五〇〇円

判 事 補		簡 易 裁 判 所 判 事									
六	号	一六六、二〇〇円	一七	号	一一四、二〇〇円						
七	号	一五四、六〇〇円	一六	号	一一九、〇〇〇円						
八	号	一四七、七〇〇円	一五	号	一二七、三〇〇円						
九	号	一三三、三〇〇円	一四	号	一三三、三〇〇円						
十	号	一二七、三〇〇円	一三	号	一四七、七〇〇円						
十一	号	一一九、〇〇〇円	一二	号	一五四、六〇〇円						
十二	号	一一四、二〇〇円	一一	号	一六六、二〇〇円						
一	号	四七〇、〇〇〇円	十	号	一七六、五〇〇円						
二	号	四〇六、〇〇〇円	九	号	一九一、五〇〇円						
三	号	三六九、〇〇〇円	八	号	二〇七、五〇〇円						
四	号	三三二、〇〇〇円	七	号	二二四、五〇〇円						
五	号	二六三、四〇〇円	六	号	二五〇、〇〇〇円						
六	号	二五〇、〇〇〇円	五	号	二六三、四〇〇円						
七	号	二二四、五〇〇円	四	号	三三二、〇〇〇円						
八	号	二〇七、五〇〇円	三	号	三六九、〇〇〇円						
九	号	一九一、五〇〇円	二	号	四〇六、〇〇〇円						
十	号	一七六、五〇〇円	一	号	四七〇、〇〇〇円						
十一	号	一六六、二〇〇円									
十二	号	一一四、二〇〇円									

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による

第一類第三号 法務委員会議録第一号 昭和五十年十月三十一日

改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員に給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検 察 官 の 俸 給 等 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

検 察 官 の 俸 給 等 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

検 察 官 の 俸 給 等 に 関 する 法 律 (昭 和 二 十 三 年 法 律 第 七 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 九 条 中 「 三 十 四 万 五 千 円 」 を 「 三 十 六 万 九 千 円 」 に 改 め る。

別 表 を 次 の よう に 改 め る。

別 表 (第 二 条 関 係)

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	九〇〇、〇〇〇円
次 長 検 事	六八〇、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	七三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	六八〇、〇〇〇円
一 号	六六〇、〇〇〇円
二 号	五八五、〇〇〇円
三 号	五五〇、〇〇〇円
四 号	四七〇、〇〇〇円
五 号	四〇六、〇〇〇円
六 号	三六九、〇〇〇円
七 号	三三二、〇〇〇円
八 号	三〇五、〇〇〇円
九 号	二五〇、〇〇〇円
十 号	二二四、五〇〇円
十 一 号	二〇七、五〇〇円
十 二 号	一九一、五〇〇円

副 検 事	
十三号	一七六、五〇〇円
十四号	一六六、二〇〇円
十五号	一五四、六〇〇円
十六号	一四七、七〇〇円
十七号	一三三、三〇〇円
十八号	一二七、三〇〇円
十九号	一一九、〇〇〇円
二十号	一一四、二〇〇円
一 号	三三三、〇〇〇円
二 号	二六三、四〇〇円
三 号	二五〇、〇〇〇円
四 号	二二四、五〇〇円
五 号	二〇七、五〇〇円
六 号	一九一、五〇〇円
七 号	一七六、五〇〇円
八 号	一六六、二〇〇円
九 号	一五四、六〇〇円
十 号	一四七、七〇〇円
十一号	一三三、三〇〇円
十二号	一二七、三〇〇円
十三号	一一九、〇〇〇円
十四号	一一四、二〇〇円
十五号	一〇六、六〇〇円
十六号	一〇〇、六〇〇円

附 則
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
 2 検察官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による

改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由
 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事補償法の一部を改正する法律案
 刑事補償法の一部を改正する法律
 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中「六百円以上二千二百円以下」を「八百円以上三千二百円以下」に改め、同条三項中「五百万円」を「千万円」に改める。

附 則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理 由
 最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。